

法令遵守規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フリースペースたまりば(以下「この法人」という)の健全な事業の運営にあたり、コンプライアンスの統制方針、体制及びその具体的な方法・手順等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 コンプライアンスとは、法令、条例、通達等に加え、この法人が定める諸規程等を遵守し、社会人として求められる倫理・行動規範を全うすることをいう。

(守秘義務)

第3条 この法人の役員及び職員(以下、「役職員」という。)は、職務を通じて知り得た情報を、個人や団体の同意なしに正当な理由なく他に漏らしてはならない。なお、この守秘義務は退職などによって職場を離れた場合においても継続する。

(誠実な態度)

第4条 役職員は、職務の一環として個人や団体の様々な相談に応ずることがあるが、いかなる相談であれ、誠実に対応しなければならない。苦情があった場合にも事態を正確に調査し、相手の立場にたった誠実な対応をとらなければならない。

(癒着の排除)

第5条 役職員は、いかなる行為であれ、個人と法人の立場の違いを曖昧にするような依頼に応じてはならない。

(情実取引の排除)

第6条 役職員は、縁故者や友人、その他何らかの個人的な利害関係のある団体が現れた場合には、直属の上司に報告し、適切な指示を受けなければならない。

2 特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与えてはならない。

3 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(リベート要求等の禁止)

第7条 役職員は、自己の立場を利用して、たとえ間接的な表現でも他者に金品や接待を求めてはならない。なお、許容範囲内にあると思われる行為でも、それが第三者の目に不自然な行為として映る場合には、これを差し控えなければならない。

(法令遵守責任者の役割)

第8条 理事長は、法令遵守責任者としてこの法人全体の法令遵守体制確保のため、この法人の役職員に対し、コンプライアンスの周知徹底、遵守における問題点の抽出、チェック、評価を行い、この法人における法令遵守の総責任者としての役割を担う。

2 法令遵守責任者は、役職員からの報告を受け、コンプライアンス上の問題が発生した場合は、検討会議を開催し問題の解決、処理等の対応にあたる。

(法令遵守の確認・対応)

第9条 法令遵守責任者は、役職員その他からの通報等を踏まえ、規程等の不適合やその他コンプライアンスに反する事項については、速やかに必要な措置を講じなければならない。

2 不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止を確実に実施し、その内容を公表する。

(理事会への報告)

第10条 法令遵守責任者は、運営規定並びに関連遵守事項及び請求事務等を確認した内容を理事会において報告し承認を得る。

(法令遵守チェックの評価・改善)

第11条 法令遵守責任者は、法令遵守の確認・対応について、その状況及び実効性について評価し、その結果必要な事項については改善を求めるものとする。

(業務執行状況の監査)

第12条 監事は、定期的に業務執行状況並びに会計状況を必要に応じて、関係書類並びに関係者への聴取などの方法により効果的に監査を行うものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この附則は、2021年3月22日から施行する。